

大阪市立大学医学部附属病院地域医療連携システム利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市立大学医学部附属病院（以下「当院」という。）地域医療連携システム（以下「医療連携システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定め、適正な運用、管理を図り、情報の漏えい、改ざんや破壊を防止し、安全で適正な利用を図ることを目的とする。

(医療連携システムの利用)

第2条 医療連携システムを利用するには、事前に当院の医療連携登録医（以下「登録医」という。）として申請し、当院の認定を受けなければならない。

(システム管理責任者)

第3条 システム管理責任者は、情報システム課長とし、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療連携システムサーバ（以下「サーバ」という。）の管理
 - (2) サーバへのアクセス状況、稼働状況の確認、情報の保全状態の把握及び取得したアクセスログの検証や情報のバックアップの実施
- 2 システム管理責任者が不適切と判断した機器は、サーバに接続してはならない。

(運用管理責任者)

第4条 運用管理責任者は、患者支援課長とし、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療連携システムの運用
- (2) 医療連携システムの利用の審査
- (3) 登録医の指導
- (4) 登録医ID及びパスワード（以下「登録医ID等」という。）の付与

(登録医)

第5条 登録医は、登録医ID等を利用し、当院の外来初診予約枠を取得することができる。この目的以外に利用してはならない。

- 2 登録医は、登録医ID等について第三者に知れないように管理しなければならない。
- 3 登録医は、当院の医療連携システムに接続する電子計算機（以下「接続する電子計算機」という。）には、セキュリティを維持するためのウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティの保持に努めなければならない。
- 4 登録医は、接続する電子計算機やその接続環境に変更が生じた場合、直ちに運用管理責任者に知らさなければならない。
- 5 医療連携システムに障害が発生した場合や個人情報が出た場合は当院と登録医は連携して解決を図る。

(責任分界点)

第6条 当院の責任対象は次に掲げるものとする。

- (1) 医療連携システム及びサーバ
- (2) 当院側の通信回線
- (3) サーバ内及び通信中の情報

2 登録医の責任対象は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登録医側の電子計算機
- (2) 医療連携システムを利用するためのOS・ブラウザ
- (3) 登録医がセキュリティを維持するためのウイルス対策ソフト
- (4) 登録医側の通信回線

(利用時間)

第7条 医療連携システムの利用時間は、常時とする。

2 医療連携システムの保守点検及び機能更新を行う場合は、登録医に事前に通知した上で行う。ただし、緊急に必要となった場合は通知なく行うことができる。

(利用の抹消)

第8条 登録医が医療連携システムを利用しなくなる場合は、すみやかに運用管理責任者に届けなければならない。

(利用の制限等)

第9条 システム管理責任者及び運用管理責任者は登録医が次の事項のいずれかに該当したときは、当該登録医の利用停止または登録医ID等の付与を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
- (2) 法令、大阪市個人情報保護条例、大阪市立大学個人情報取扱指針等の規定に反したとき
- (3) 医療連携システムへの多大な負荷行為や安定稼動を妨げる行為を行ったとき
- (4) 医療連携システムの取り扱いが不適切であり、指導または警告にもかかわらず改善が認められないとき
- (5) 登録医の故意または過失により個人情報が第三者に漏れたとき

(弁償)

第10条 登録医が医療連携システムに障害を発生させた場合は、登録医の故意または過失の程度に応じ、修理または弁償に要した経費を負担しなければならない。

(施行の細目)

第11条 この要綱の施行について、必要な事項はシステム管理責任者及び運用管理責任者が定める。

附則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。